

広告掲載取扱要項

(平成31年3月13日学長決裁)

[令和3年5月11日最終改正]

(趣旨)

第1条 この要項は、島根大学（以下「本学」という。）の広告媒体に民間企業等の広告を掲載する取扱いに関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 広告媒体 次に掲げるもののうち広告掲載が可能なものをいう。
 - イ 本学が作成する広報誌，冊子類，封筒等の印刷物
 - ロ その他学長が認めたもの
- ニ 民間企業等 民間企業，国，地方公共団体その他団体等をいう。
- 三 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載することをいう。

(広告掲載の範囲等)

第3条 広告掲載は、国立大学法人としての公共性・社会的信頼性及び品位を損なうことなく、かつ学長が適当と認めたものとする。ただし、次の各号に該当する場合を除く。

- 一 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- 二 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- 三 特定の政党又は政治団体の宣伝に関するもの
- 四 宗教の宣伝又は布教活動に関するもの
- 五 個人，団体又は組織等の名誉，信用，正当な権利又は財産等を損なうおそれがあるもの
- 六 著作権，商標権その他の知的財産権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- 七 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に関するもの
- 八 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に関するもの
- 九 たばこの広告や喫煙を促すもの
- 十 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- 十一 取引商品等の性質上，消費者との懸案惹起が想定されるもの
- 十二 社会的批判を惹起するおそれがあるもの
- 十三 個人，団体又は組織等の名刺広告に関するもの
- 十四 特定の商品（ただし，大学と共同で開発した商品の広告を除く）の宣伝に関するもの

十五 その他広告掲載として適当でないときと学長が認めるもの

(広告掲載の料金等)

第4条 広告の掲載位置、規格、掲載料等については、別に定める。

(広告掲載の申請)

第5条 広告掲載依頼者は、広告掲載申請書(別紙様式第1号)に会社概要、掲載しようとする広告の版下原稿や図案等を添えて、学長に申請するものとする。

(広告掲載の決定等)

第6条 前条の広告掲載の申請があった場合は、第3条の規定に基づき学長が掲載の可否を決定し、速やかに広告掲載依頼者に広告掲載決定通知書(別紙様式第2号)(以下「通知書」という。)又は広告掲載不可決定通知書(別紙様式第3号)により通知するものとする。

2 学長は、前項の審査に必要な場合、広告掲載依頼者に追加の資料の提出を求めることができる。

(広告原稿の作成及び提出)

第7条 広告主(当該広告掲載を許可された民間企業等をいう。以下同じ。)は、広告原稿を作成し、通知書に記載された期日までに提出するものとする。

2 広告原稿の作成に要する経費は、広告主が負担する。

3 学長は、第1項の規定により提出された広告原稿の内容が第3条の規定に反すると判断した場合は、広告主に修正又は削除を求めることができる。

(広告主の責任等)

第8条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 広告主は、当該広告の内容が第三者の権利を侵害するものではないこと及び当該広告の内容に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、本学に対して保証するものとする。

3 広告掲載に関連して本学が被害を被った場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

4 第三者から、広告掲載に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(広告掲載の順位)

第9条 広告掲載は、原則として、広告掲載の申請を受理した順に行うこととする。

(広告掲載料の納入等)

第10条 広告掲載料は、本学が発行する請求書により指定された期日までに一括して前納するものとする。

2 既納の広告掲載料は、返還しない。ただし、天災事変その他広告主の責に帰さない事由により広告掲載ができなかったとき、又は第12条第1項第1号の事由により広告掲載を取り消したときは、その一部又は全部を返還することができる。

(広告掲載料の帰属)

第11条 広告掲載料は、本学の広報活動の充実のために使用するものとする。

(広告掲載の取消)

第12条 学長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告掲載を取り消すことができる。

- 一 広告主から、広告原稿提出締め切りの1か月前までに別紙様式第4号により、やむを得ない理由により、広告掲載ができない事態が生じ、広告掲載の取り消しの申し出があったとき
- 二 指定する期日までに広告掲載料の納入がないとき
- 三 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき
- 四 この要項に違反したとき
- 五 その他学長が広告掲載することが不相当と認めたとき

(事務)

第13条 広告掲載に関する事務は、企画広報課において処理する。

(雑則)

第14条 この要項に定めるもののほか、広告掲載する場合の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要項は、平成31年4月1日から実施する。
- 2 この要項の実施日前に広告掲載を決定した場合、第10条の1に規定する広告掲載料の納入については、なお従前の例による。
- 3 島根大学が発行する広報紙誌の紙面提供の取扱いについて（平成16年10月13日役員会承認）及び島根大学広告掲載取扱要項（平成16年11月10日学長決裁）は廃止する。

附 則

この要項は、令和3年5月11日から実施し、令和3年4月1日から適用する。

別紙様式第1号

広 告 掲 載 申 請 書

年 月 日

国立大学法人島根大学長 殿

申込者 住 所 (所在地)
〒

氏 名 (会社の場合は, 名称及び代表者名)

印

広告掲載取扱要項第6条の規定により, 下記のとおり広告の掲載を申し込みます。

記

1. 申込内容

広告掲載希望媒体		
広告の規格等	cm	× cm
掲載希望年月日・回数等の有無	有	・ 無
担当者の所属・職名, 氏名及び連絡先	所属・職名	
	氏名	
	電話	
	FAX	
	E-MAIL	

2. 広告の内容 (掲載を希望する広告の原稿を添付すること)

3. その他

掲載にあたっては, 広告掲載取扱要項に関する規定を遵守します。

広告の内容に著作権及び肖像権の侵害のないことを確認しています。

別紙様式第2号

年 月 日

(広告主) 殿

国立大学法人島根大学長

広告掲載決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった広告掲載申請書については、下記のとおり決定しましたので、通知します。おって、請求書を送付させていただきますので、所定の期日までにお支払いただきますようよろしくお願いいたします。

記

掲載する広告媒体	
広告の規格	
掲載年月日・回数等	
広告掲載料	
広告原稿提出期限	

別紙様式第3号

年 月 日

(広告主) 殿

国立大学法人島根大学長

広告掲載不可決定通知書

この度は、広告掲載を申込みいただきありがとうございました。

今回は残念ながら下記の理由により、広告を掲載させていただくことができませんでしたので、お知らせします。

せっかくのお申込みにお応えできずに誠に心苦しい限りですが、あしからずご了承願います。

貴殿のご健勝とご発展をお祈りしています。

記

(広告掲載不可理由)

別紙様式第4号

国立大学法人島根大学長 殿

住 所（所在地）

〒

氏 名（会社の場合は、名称及び代表者名）

印

広告掲載取消申出書

年 月 日付で決定通知のありました広告掲載決定について、以下の理由により広告掲載を取り消していただきますようよろしくお願いいたします。

1. 理由

2. 広告掲載取消内容

掲載取消する広告媒体	
掲載取消期間及び回数	
取消広告の規格	
取消広告掲載料	